

もえぎの里ほか1施設電気需給仕様書

1 概要

- (1) 件名 　　もえぎの里ほか1施設で使用する電気
- (2) 供給場所 　岐阜市長が指定する場所
- (3) 供給建物 　もえぎの里、柳津運動場
- (4) 業種及び用途 　官公庁（事務所）、運動場

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 電気方式 　　交流3相3線式 予備線なし
 - イ 標準電圧 　　6,000V
 - ウ 標準周波数 　　60Hz
- (2) 予定契約電力、予定使用電力量等
 - ア 別紙のとおり
- (3) 供給期間
　　令和4年12月の検針日から令和5年12月の検針日の前日まで
- (4) 電力計及び検針方法
 - ア スマートメーター（財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。）
 - イ 検針方法 　　通信線設備を通じての自動検針
 - ウ 検針日程 　　もえぎの里 01 午前0:00、柳津運動場 04 午前0:00
- (5) 需給地点
　　構内引込第1柱上開閉器の電源側接続点
- (6) 電気工作物の財産分界点
　　需給地点に同じ
- (7) 保安上の責任分界点
　　需給地点に同じ
- (8) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (9) 耐雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし

3 その他特記事項

- (1) 電気料金の計算方法
 - ア 1月（前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間）毎に算定する。
 - イ 基本料金＝基本料金契約単価×契約電力×（185%－力率）
　　（※基本料金が定額の場合、力率による割引等を設定しない場合を除く）
 - ウ 電力量料金＝電力量料金契約単価×使用電力量＋燃料費調整単価×使用電力量
 - エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量
 - オ 毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
 - カ 燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価及び適用期間は、原則、岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者に準ずることとする。
 - キ 契約電力および最大需要電力の単位は、キロワットとし、小数点以下を四捨五入する。
 - ク 使用電力量の単位は、キロワット時とし、小数点以下を四捨五入する。

- ケ 力率の単位は、パーセントとし、小数点以下を四捨五入する。
 - コ 料金その他の計算にける合計金額については、1円未満の端数は切り捨てる。
- (2) 電気料金の請求及び支払い
- ア 電気料金の支払いは毎月とし、受注者は(1)に基づき算定された電気料金を発注者に請求するものとする。
 - イ 毎月の請求書等は書面によりぎふ魅力づくり推進部市民スポーツ課へ送付すること。WEBでの対応は不可とする。
 - ウ 支払いは納付書による入金のほか、指定口座への振込とする。
- (3) 現在の供給業者
- 岐阜電力株式会社
- (4) アフターサービス及びメンテナンスの体制を整備し、必要な場合は迅速に対応すること。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定めるものとする。

予定使用電力量等

供給場所	もえぎの里		柳津運動場	
住所	岐阜市柳津町下佐波西1-15		岐阜市柳津町北塚4-94	
供給地点 特定番号	0414119021015010000000		0414110100106760000000	
契約電力	79kW		54kW	
非常用 自家発電設備	ヤンマーディーゼル株式会社製 型式 YAP-60G-6RU		なし	
供給年月	その他季	夏季	その他季	夏季
令和4年 12月	19,000		4,300	
令和5年 1月	19,000		3,000	
令和5年 2月	19,000		1,900	
令和5年 3月	19,000		2,500	
令和5年 4月	17,000		2,400	
令和5年 5月	17,000		1,800	
令和5年 6月	18,000		2,100	
令和5年 7月		21,000		1,900
令和5年 8月		23,000		1,900
令和5年 9月		21,000		1,600
令和5年 10月	19,000		2,500	
令和5年 11月	18,000		3,500	
計(kWh)	230,000		29,400	
合計(kWh)	259,400			

※ もえぎの里、柳津運動場の実際の契約電力は、その月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

※ 予定平均力率は100%とする。

※ 使用電力はいずれも予定数値であり、実際の取引においては、検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。

※ 夏季は7月1日から9月30日までの期間、その他季は夏季以外の期間とする。